

令和3年度デジタル技術を活用した障害福祉サービス事業所等支援事業

概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止や、障害福祉分野における生産性向上に向けた取組を促進するため、障害福祉サービス施設・事業所が、デジタル技術を活用し、福祉・介護業務の負担軽減に資する機能を有したシステムを導入する場合の経費の一部を東京都が補助します

補助対象事業所

障害者総合支援法又は児童福祉法に基づく障害福祉サービスを提供する都内の施設・事業所
 ※上記の全サービスが対象 ※都外施設等含む

補助対象経費の内容・補助上限額

※「任意経費」のみの申請は不可

対象経費	対象経費の具体的な内容	補助上限額
福祉・介護業務支援システム導入等経費	<ul style="list-style-type: none"> ●【必須経費】福祉・介護業務支援システム経費 (ソフトウェアやクラウドサービスの購入費、リース料、保守・サポート費、導入設定費 等) ●【任意経費】タブレット端末・スマートフォン等のハードウェア (購入費、リース料、保守・サポート費、導入設定費 等) ●【任意経費】Wi-Fiルーターなどのネットワーク機器 (購入費、設置費) ※Wi-Fi環境整備に必要なもの 	66万6,000円 補助基準額100万円 ×補助率 2/3
コンサルティング経費	<ul style="list-style-type: none"> ●【任意経費】 システムの選定に関するコンサルティング経費 システムを活用した業務改善に関するコンサルティング経費 	13万円 補助基準額26万円 ×補助率1/2

福祉・介護業務支援システムの要件

本補助金を活用して導入する福祉・介護業務支援システムは、以下①から⑤までの全ての機能を持つ必要があります
 ✓ 複数システムを一体的に活用することで、全ての機能を持つ場合も含まれます。
 ✓ 既存システムと新規導入システムの組み合わせにより、全ての機能を持つ場合は、新規導入システムについて補助申請していただくことが可能です。

①サービス等の記録	②職員間の情報共有	③請求	④職員のシフト調整	⑤職員の勤怠管理
サービス内容、利用者の心身の状況等の記録を簡単に入力でき、後からの閲覧も簡単	複数拠点での情報共有や事業所内外での情報共有	記録から請求まで一元管理することで転記不要に	システムで調整して共有	自動計算できる

補助手続きの流れ

- 国庫補助協議書類の提出
- 交付申請書の提出
- 交付決定
- 実績報告書の提出
- 補助金の支払

問合せ先

東京都福祉保健局障害者施策推進部
 地域生活支援課 在宅支援担当 寺内・宮石

電話 (直通) 03-5320-4579 (内線) 33-205

※ お問合せ前に、p.2の注意事項等もよくお読みください。
 ※ 補助対象事業者以外の者(ベンダー等)からのご質問には、お答えできません。

申請に当たっての注意事項

1 法人当たりの申請可能事業所数	1 法人当たり申請可能事業所は、1 事業所のみ
補助対象経費の購入時期	交付決定よりも前に購入したソフトウェア等の対象経費は、 令和3年度内に購入したものであれば補助対象とすることができます。 ただし、 <u>購入後に交付申請書をご提出いただいた場合、審査の結果、補助対象外となる場合もあります。</u> あらかじめご了承ください。
補助対象外経費	システムの使用に際し必要となる インターネット回線使用料等の通信費
他の補助金等との重複申請禁止	対象経費を重複して他の補助金等を申請することはできません。 他の補助金等とは、例えば以下の補助金が考えられます。 ①経済産業省「IT導入補助金」 ②東京都福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課「障害者支援施設デジタル技術等活用支援モデル事業」 ※ 令和2年度は「障害者支援施設ICT機器導入支援モデル事業」として実施
予算規模超過時の選定について	本事業は、予算の範囲内で交付するものであることから、予算を超える申請があった場合は、書類内容に関して審査を行い、事業所を選定する可能性がありますので、あらかじめご了承ください
交付申請について	今回の協議を行わない場合、東京都の補助金が交付できなくなることがありますので、令和3年度の交付申請を予定している場合には、必ず協議を行ってください。

よくあるQ&A

Q 1 既に、福祉・介護業務支援システムを持っています。この場合に、**タブレット端末のみ**を申請することはできますか。

A 1 申請できません。任意経費のみの申請はできません。

Q 2 既に、シフト調整のみ可能となるシステムを持っています。この場合に、**残りの記録・情報共有・請求・勤怠管理が可能となるシステム**を新たに導入した場合に、本補助金を申請することはできますか。

A 2 申請できます。既に事業所で対象となる一部の機能を有するシステムがある場合、新たに導入するシステムと一体的に活用する場合は、一部の導入を認めます。

Q 3 昨年度「令和2年度ICT機器活用による障害者居宅介護事業所等支援事業補助金」を申請した事業所が、今年度本事業を申請することはできますか。

A 3 対象経費を重複する場合、申請はできません。ただし、既に導入するシステムと一体的に活用する場合は、一部の導入を認めます。

Q 4 昨年度本事業を申請した事業所を持つ法人が、今年度法人内の別事業所で本事業を申請することはできますか。例えば、昨年度X法人A事業所が昨年度申請した場合に、X法人B事業所が今年度申請することはできますか。

A 4 申請できます。

Q 5 複数システムを連携させて、記録・情報共有・請求・シフト調整・勤怠管理が可能となる場合、複数システムを申請することはできますか。

A 5 申請できます。ただし、補助上限額の範囲内での補助支給となります。